

復帰 50 周年記念・沖縄県女性活躍推進シンポジウム等事業
委託業務仕様書

1 業務名

復帰 50 周年記念・沖縄県女性活躍推進シンポジウム等事業委託業務

2 目的

沖縄県では復帰 50 周年記念事業として、県内における女性活躍及び男女共同参画のさらなる推進に係る普及啓発を図るため、国内外で活躍する女性を招聘し女性活躍推進に係るシンポジウム等を開催する。

3 契約期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 事業の概要

(1) 沖縄県女性活躍推進シンポジウム（仮称）（以下「シンポジウム」という。）
の開催

ア 開催日時：令和 4 年 12 月下旬（平日予定）

イ 開催場所：那覇市内（予定）

ウ 開催方法：リアル開催（同時配信及びアーカイブ配信も検討）

エ 参加者：県民等

オ シンポジウムの構成

テーマ：「女性のエンパワーメントとジェンダー平等（仮称）」

(ア) 基調講演（海外招聘者 1 名）

(イ) パネルディスカッション（進行 1 名、県内 2 名、県外 2 名程度）

(2) 座談会・パネル展の開催等

ア 「復帰 50 年 沖縄の女性たちの歩み（仮称）」座談会の開催・記録

(ア) 開催時期：令和 4 年 10 月予定（半日程度予定）

(イ) 開催場所：沖縄県男女共同参画センターていりる

(ウ) 開催方法：対面により開催

(エ) 参加者：司会進行 1 名、パネリスト 4 名（予定）

イ パネル作成及びパネル展の開催

上記(2)アの「復帰 50 年 沖縄の女性たちの歩み（仮称）」座談会及び沖縄県の男女共同参画の現状に関するパネルを作成し、上記(1)のシンポジウム会場に

においてパネル展を開催する。・

ウ おきなわ女性白書（仮称）の作成
県内女性団体（20 団体程度）の活動紹介及び団体からのメッセージや、沖縄県の男女共同参画の現状等についての冊子を作成する。

エ 新聞広告の作成及び掲載
展示パネル及びシンポジウムの内容等を新聞に掲載する。

(3) 受託者の自主提案による企画

受託者の自主提案により、県民のシンポジウムへの参加促進や、シンポジウム開催後における女性活躍や男女共同参画の促進に資する事業を実施する。

ア 実施期間：契約の日～令和5年3月までの間

5 委託業務の内容

(1) 沖縄県女性活躍推進シンポジウム（仮称）（以下「シンポジウム」という。）に係る業務

ア シンポジウムの開催・運営

イ 舞台・会場装飾、音響・照明、受付台、看板、パネル等の設営及び撤去

ウ シンポジウム実施準備のための総合日程の作成及び調整

エ シンポジウム会場で受付・入退場管理業務

オ シンポジウム進行表の作成

カ シンポジウムの防災・危機管理体制、救護体制（シンポジウム会場への看護師配置含む）に関する業務

キ シンポジウムのオンライン配信、アーカイブ配信に関する業務

ク 基調講演、パネルディスカッションの企画・調整に関する業務

(ア) 登壇者との出演・日程調整（英文を含めた依頼文書等の作成含む）

(イ) 基調講演者、パネリスト（県外・国外）の空港出迎え、移動、宿泊及び接遇に関する業務

(ウ) 基調講演における手話通訳の配置

※ 基調講演、パネリスト及び司会者については、県において候補者を選定し、委託業務開始後、受託者とも協議の上、決定する。

コ 広報業務

本シンポジウム開催に向け、集客に向けた周知を図るため(ア)～(ウ)のツールを活用した効果的な広報を行うこと

(ア) ポスター・チラシ等の作成・配布による広報

(イ) マスメディア（新聞、テレビ・ラジオ）を活用した広報

(ウ) WEB・SNS等を活用した広報

(2) 座談会・パネル展の開催等に関する業務

ア 「復帰 50 年 沖縄の女性達の歩み（仮称）」座談会の開催・記録業務

(ア) 座談会の開催・運営

(イ) 座談会参加者の日程調整

※座談会参加者の人選は、（公財）おきなわ女性財団の協力の下、行う。

(ウ) 座談会開催に係る事前調整

(エ) 座談会の記録作成（写真撮影等含む。）

(オ) 上記(ア)～(エ)の業務は（公財）おきなわ女性財団と連携して実施すること。

イ 「おきなわ女性白書（仮称）」の作成

(ア) 数 量：A4判冊子 100 ページ程度、両面印刷・カラー版、1,000 部

(イ) 内 容：冊子に掲載する内容は①～④のとおりとする。

① 上記5-(1)のシンポジウム登壇者の紹介及び主催者あいさつ等

② 県内女性団体（20 団体程度）の活動紹介及びメッセージ

③ 沖縄県の男女共同参画の現状等

④ 上記③については、沖縄県が提供するデータを使用して作成（更新作業を含む。）する。

(ウ) 作成時期：契約締結の日から 12 月上旬

※上記5-(1)のシンポジウム開催日に配布する。

ウ パネルの作成及びパネル展の開催

(ア) 開催時期：上記5-(1)のシンポジウム開催日

(イ) 開催場所：上記5-(1)のシンポジウム会場

(ウ) 作成内容：①上記5-(2)-アで開催する座談会に係るもの

②上記5-(2)-イで作成する「おきなわ女性白書（仮称）」に掲載する沖縄県の男女共同参画の現状に係るもの

(エ) 作成時期：契約締結の日から 12 月上旬まで

(オ) パネル数量：B2判 30 枚程度

(カ) パネルの作成は（公財）おきなわ女性財団と連携して実施すること。

オ 運営実施及び実施準備のための日程調整

カ 展示物の設置・撤去

(3) 新聞広告の作成及び掲載

パネル展で取りまとめた内容及びシンポジウムの内容等を新聞に掲載する。

(4) 受託事業者の自主提案による企画

シンポジウムの開催に向け、県民への周知を図り、県民のシンポジウム参加促

進に資する効果的な事業や、シンポジウム開催後における関連事業として、本県における女性活躍や男女共同参画の促進に資する事業等を実施する。

ア 対象者：県民

イ 実施期間：契約の日から令和5年3月まで

(5) 事業を実施する上での共通事項

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策を立案し、実施すること。

6 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は本委託契約の履行に当たり、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

(2) 再委託の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

(ア) 資料の収集・整理

(イ) 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）

(ウ) 原稿・データの入力及び集計

7 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託事業に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制を整えること。

8 業務進捗状況及び打合せ

受託者は、定期的な調整会議の開催を通して女性力・平和推進課に対し委託業務

の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。また、必要に応じ、臨時的な調整会議も行うこと。なお、開催方法については、状況に応じてオンライン方式（zoom等）としても差し支えない。

9 成果物

(1) 報告書（A4判、カラー） 5部

※ 長期の使用に耐えうるよう製本すること。

(2) 報告書の電子データを格納した電子媒体（CD-R等） 2部

※ 原稿及び原稿をPDF変換したもの一式。

原稿は、ワープロソフト（Justsystem社 一太郎2008以上、Microsoft社 Word2008以上）及び表計算ソフト（Microsoft社 Excel2008以上）で作成されたものとする。

写真・イラスト・グラフ等の画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。

(2) 映像コンテンツを格納した電子媒体（DVD等） 2部

10 その他

(1) 本事業の執行にあたり、経費区分の変更等、契約時に提出した見積書の内容と異なる予算執行の必要が生じた場合は、事前に沖縄県の承諾を得ること。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定されている事業の実施が困難となった場合は、受託者において代替案の検討・提案を行うものとする。

(3) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

(4) 委託業務の経理

① 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。

② 事業従事者の出勤簿、賃金台帳、名簿等の書類を整備、保管すること。

③ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

(5) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(6) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。また、業務実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたときは、その額を返還すること。

- (7) 精算時における一般管理費率は、契約締結時（変更契約があった場合は変更契約締結時。以下同じ。）の一般管理費率により決定する。ただし、事業終了時に受託者の都合により契約締結時の率を下回る場合には、この限りではない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で、必要な業務が発生した場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。